

下松市広報編集業務委託仕様書

1 概要

(1)発行部数 1号あたり21,800部(変動あり)
自治会を通じて市内の世帯に配付

(2)発行回数 年12回／毎月25日頃発行

(3)規 格 小冊子版・A4判／20ページ
2色と4色(4ページ)の組み合わせ
※総ページ数は月ごとに増減あり

(4) 令和6年度における各号の発行ページ数実績

号数(発行月)	ページ数	号数(発行月)	ページ数
5月号(4月22日)	16	11月号(10月23日)	20
6月号(5月23日)	20	12月号(11月21日)	20
7月号(6月24日)	16	1月号(12月18日)	16
8月号(7月24日)	16	2月号(1月24日)	16
9月号(8月23日)	16	3月号(2月20日)	16
10月号(9月24日)	16	4月号(3月24日)	20

平均 17.3ページ

2 業務の内容

下松市広報「潮騒」の発行について、企画、取材及び原稿作成を市が行い、DTP(Desk Top Publishing)による制作業務(以下「本業務」という。)の全てを事業者へ委託して行います。

下松市広報「潮騒」は、全ての市民を対象とした、市の基幹となる広報媒体であり、受託者は、紙面の統一感を出しながら、正確で分かりやすい内容で、幅広い世代が親しめる紙面となるよう版下を制作してください。

(1) 制作レイアウト

市が、企画・取材して作成した原稿及び撮影した写真をもとに、受託者は、紙面のデザイン・レイアウト作成、版下作成及び社内校正等、印刷__工程までに必要な全ての作業を行うものとする。

(2) 校正

受託者による校正の後、市が行う字句の修正、文やイラストの配置変更等の校正の目安は3回とするが、制限は設けないものとする。

<標準制作工程>

前月27日頃	市役所各部署からの原稿提出締切
月末まで	編集会議（ページ割、構成決定）
1日～13日頃	ページごとに初校、校正 （概ね、初校→広報戦略係内校正→原稿提出課 校正→最終校正で進める）
14日頃	校了
15日頃	印刷会社へ完全版下入稿

3 履行条件

- （１）Adobe InDesign、Adobe IllustratorのDTPソフトを使用して制作できる者を従事させること。
- （２）本業務に携わるスタッフは、市担当職員と協議して作業を進めること。
- （３）各記事の校正は、全て1号あたり3回以上実施する。
- （４）市は、毎月15日前後に印刷会社へ完全版下を入稿する。受託者は、色校正に問題があった場合は、対応するものとする。
- （５）紙面作成にあたっては、著作権及び肖像権に関する法令を遵守し、カラーバリアフリー等に配慮すること。
- （６）当該業務の成果物にかかる著作権等の権利は、写真・イラスト等を含め、全て市に帰属し、市は2次利用を含めて、これらを自由に使用できるものとする。

4 委託料の支払

受託者は、毎月の業務完了後、市の職員による完了検査を経て、委託料を請求するものとする。市は、正当な請求書を受領してから30日以内に、委託料を支払うものとする。

5 その他

- （１）受託者は、本業務を受託するにあたり必要な人員を確保すること。
- （２）受託者は、下松市個人情報保護条例（平成16年3月31日条例第7号）に基づき、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、守秘義務を完全に果たせる者を配置すること。
- （３）契約の履行又は、委託業務の実施に際して事故等が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに市に報告すること。